

平成 31 年度 教育実習を希望する卒業生へ

教育実習は、実習とはいえ教育現場で行われる以上、生徒一人一人にとってはその都度一回限りの取り返しのつかないもの、試行錯誤の許されないものであることは言うまでもありません。実習は法規的には大学が行うものですが、多くの場合は、本人の出身校などが大学からの依頼を受けて協力するという形で成立しているのも事実です。本校では、教育活動に支障のないと判断する限りにおいて最低限度の受け入れを行っています。以上のことを十分認識した上で、問い合わせをして下さい。

1. 平成 31 年度教育実習実施期間

* 平成 31 年 6 月 1 日(土) (予定) より 2、又は 3 週間。

2. 資格

- * 本校の卒業生。
- * 教職を志す者。

3. 申込受付について

* 平成 30 年 5 月～ 平成 30 年 7 月末日まで。

* 希望者は上記期間中に、

1. 教務部長(久保博彦)に問い合わせをして下さい。
2. 「教育実習申込書」(本校指定のもの)に必要事項を記入の上、提出して下さい。

4. 内諾決定について

* 9 月下旬の予定です。

* 受け入れ者数については限りがあります。受け入れ可否を決定次第、申込者に直接連絡します。

5. 実習開始までの本校と大学との事前手続

* 本校で教育実習生として指導することを内諾する「教育実習内諾書」を大学に発行します。その際、本校の教育実習受け入れ条件を示します。

* 実習年度 4 月中に大学から正式の依頼書または申請書を本校へ送付して頂きます。必要に応じて、本校から「教育実習承諾書」を大学に送付し、事前手続は完了します。

6. 実習受け入れ確定後の流れと注意事項

* 担当教科指導の教諭は前年度の 3 月末に決定します。

* 必ず実習年度の 5 月中には実習生の方から教諭に問い合わせして下さい。その後、実習生は教科指導教諭と事前打合わせをして下さい。